

平成26年8月1日

金融庁総務企画局市場課 御中

一般社団法人 信託協会

**「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する  
内閣府令(案)」に関する意見**

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

	関係条文	意見・理由
1	第二条の二 第1項・第2項	<p>&lt;取引規模の届出等&gt; 「信託財産の名称」に係る届出については、正式名称がないケースも多いことから、届出名称の代替として「受託銀行BIC+ファンド番号」とすることを許容頂きたい。</p> <p>&lt;理由&gt; 信託財産について、投資信託以外のファンドは一般的に公表されている様な正式名称は存在しない。また、受託銀行はファンド特定の為に、ファンド番号を独自採番して管理しており、ファンド名称を有している投資信託についても、システム上は正式名称を必ずしも管理しておらず、参考情報として略称等を保有しているケースが多い。</p> <p>通常は、取引時に信託銀行からカウンターパーティーに当該ファンド番号を通知しており、「受託銀行BIC+ファンド番号」を届出名称の代替とすることを許容頂ければ、カウンターパーティーとしても対象となる信託ファンドを特定可能となることから、受託銀行での事務負担やオペレーションリスクも限定される。</p>

以上